

# 魚つり公園魚釣施設等

## 指定管理者募集要項

令和6年7月

尼崎市 都市整備局 土木部 公園維持課

## 目次

### はじめに

I	指定管理者の指定	1
II	公の施設の概要	1
III	管理運営に当たっての条件	3
1	管理の基本的な考え方	3
2	市と指定管理者とのパートナーシップ	3
3	指定管理者が行う業務	3
4	業務内容及びその履行方法等	3
5	施設管理経費等	4
6	指定期間（予定）	5
7	管理の基準（現在の運用状況）	5
IV	提案を求める内容	6
1	事業計画書	6
2	収支計画書	7
V	応募資格及び応募条件等	8
1	応募資格	8
2	応募の条件	8
3	留意事項	9
VI	申請の手続き	9
1	提出書類	9
2	申請書の提出	10
3	説明会及び施設見学会の開催	10
4	質問事項について	11
VII	選定方法及び選定基準	11
1	選定方法	11
2	面接審査（プレゼンテーション審査）	11
3	選定基準	11
4	選定審査対象除外（失格）	13
5	選定結果の通知	13
VIII	協定の締結	13
1	協定の主な内容	13
2	協定の締結に際し必要な事項	14
IX	業務の調査及び評価、指示	14
X	労働関係法令遵守状況報告書の提出について	15
X I	損害賠償責任について	15
X II	参考資料	15
X III	今後のスケジュール	16
X IV	お問い合わせ先	16

## 魚つり公園魚釣施設等指定管理者募集要項

### はじめに

本市では、本年3月に策定した「みどりのまちづくり計画」において、公園、街路樹、河川や海面などの水面等、自然環境を構成する緑の空間に加えて、これらを活用して行われる人々の“暮らし”や“なりわい”等の活動を総称したものを『みどり』と位置づけ、『みんなで、識り、創り、守り、つなごう あまがさきのみどり』という基本理念のもと、公園利活用の促進や適切な公園マネジメントといった魅力的な公園づくり（～公園からまちづくり～）を進めています。

この、尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場）（以下「魚釣施設等」という。）は、市民に安全で快適な魚釣りの場、スポーツの場及び憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進を図ることを目的として設置された施設であり、令和2年度以降、年間5万人程度の方にご利用いただいております。

新型コロナウイルスによる生活様式の変化などから、様々なニーズに柔軟に対応できる魚釣施設等の運営管理を目指し、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用し、この魚釣施設等の魅力をより向上していただける事業者等を募集するものです。

また、当施設は利用料金制度を採用しており、市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する費用等はなく、指定管理者には、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）、利用者から徴収する実費相当の料金をもって本施設の管理運営を行っていただきます。

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例（昭和57年尼崎市条例第32号）（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### I 指定管理者の指定

魚釣施設等の指定管理者は、条例第15条の規定に基づき、魚釣施設等の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を応募者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### II 公の施設の概要

- 1 名称 尼崎市立魚つり公園
- 2 所在地 尼崎市平左衛門町66
- 3 建物の概要
  - (1) 敷地面積 10,346.66 m<sup>2</sup>
  - (2) 施設概要

- ① 管理棟
- ・ 建築面積 701.08 m<sup>2</sup>
  - ・ 建物延面積 295.78 m<sup>2</sup>
  - ・ 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建て（令和5年度大規模改修）
- ② 魚釣施設
- ・ 釣り棧橋 橋長200.00m、幅員8.00m  
中央部に幅3mの通路をとり、その両側に2.5mの釣リスペースを設けている。  
海面からの高さは満潮時約2.5m、干潮時約4m。
  - ・ 連絡橋 橋長120.00m、幅員3.00m  
棧橋から海面までの高さは約10m。
  - ・ 収容能力 釣客300人、見学者200人
- ③ 付属設備
- 望遠鏡1台、ロッカー16台
- ④ 駐車場
- ・ 面積 10,300 m<sup>2</sup>
  - ・ 収容台数 乗用車340台、大型バス4台
- (6) 竣工年月日 昭和57年10月8日（平成29年9月4日釣り棧橋改修）
- (7) 利用料金収入
- ① 設定
- 利用料金は、条例に定める範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めることとなります。この条例に定める利用料金限度額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれています。
- ② 減免
- 指定管理者は、条例第9条の規定に基づき、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができます。管理運営開始後に適用していただきます。
- (8) 利用実績
- |       |   |
|-------|---|
| 令和2年度 | 魚釣施設 43,851人（釣り:38,923人、見学:4,928人）<br>駐車場 61,507台 |
| 令和3年度 | 魚釣施設 49,887人（釣り:44,321人、見学:5,566人）<br>駐車場 64,731台 |
| 令和4年度 | 魚釣施設 54,314人（釣り:48,325人、見学:5,989人）<br>駐車場 68,325台 |
| 令和5年度 | 魚釣施設 49,879人（釣り:44,195人、見学:5,684人）<br>駐車場 61,207台 |

### Ⅲ 管理に当たっての条件

#### 1 管理の基本的な考え方

指定管理者は、魚釣施設等を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に基づき、指定管理者の創意工夫をもって、来園者に質の高いサービスを提供するとともに、適正かつ効果的に魚釣施設等の管理を行わなければなりません。

- (1) 魚釣施設等の設置の目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を図ること。
- (3) 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。
- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 情報公開への適正な対応を行うこと。
- (6) 本要項、協定、市の指示等を遵守すること。

#### 2 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取組を進めるものとする。

#### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第 17 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる業務とします。

- (1) 魚釣施設等においてする行為（条例第 6 条第 1 項各号に掲げる行為に限る。以下同じ。）の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 魚釣施設等の使用の許可に関する業務
- (3) 魚釣施設等及び付属設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 魚釣施設等の使用に係る使用料の減免に関する業務
- (5) 魚釣施設等の利用の制限に関する業務
- (6) 魚釣施設等及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

#### 4 業務内容及びその履行方法等

##### (1) 業務内容及びその履行方法

具体的な業務内容及びその履行方法は、別紙「魚釣り公園魚釣施設等業務実施要項」のとおりです。

##### (2) 自主事業

管理業務の他に、施設の利用促進に貢献するものであって管理業務の運営及び事業の実施を妨げない範囲において、指定管理者自ら企画提案し、事業を実施することができますので、積極的に検討してください。なお、実施に当たっては事前に計画書を提出し、市の承認を得る必要があります。また、物品販売や自動販

売機の設置などの自主事業を行う場合には、所定の使用料を納付する必要があります。

〈参考〉魚つり公園における土地及び建物等に係る行政財産の使用料

- |                       |         |         |
|-----------------------|---------|---------|
| ① 土地の使用料              | 1㎡当たり年額 | 2,470円  |
| ② 建物の使用料              | 1㎡当たり年額 | 20,308円 |
| ③ 清涼飲料水の自動販売機設置に係る使用料 |         |         |
| ア 屋内に設置する場合           | 1㎡当たり年額 | 14,875円 |
| イ 屋外に設置する場合           | 1㎡当たり年額 | 6,375円  |

※使用料は令和5年度のもので、年度ごとに算出を行い、変更する場合があります。

なお、自主事業の費用については、すべて指定管理者の負担もしくは、利用者から実費相当分を徴収することとし、その事業で得た収益の取扱いについては、市と指定管理者との間で協議するものとします。

### (3) リスク分担

市と指定管理者の間で定めるリスク分担については、別表のとおりです。

## 5 施設管理経費等

指定管理者は、条例第19条の規定により利用料金を自らの収入として收受できません（利用料金制）。指定管理者は、この利用料金をもって魚釣施設等の運営を行うこととなります。利用料金については、条例で定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。利用料金の額を変更することも可能です。

### (1) 事業者の収入として見込まれるもの

- ① 条例第19条第1項に掲げる利用料金（魚釣施設、付属設備、駐車場、行為の許可）
- ② 施設の設置目的内で自ら企画した事業による収入（提案事業）
- ③ 指定管理業務以外で自ら企画した事業による収入（自主事業）

### (2) 事業者の管理経費として見込まれるもの（前期指定期間中）

#### ① 指定事業（維持管理費のみ）

##### ア 委託料及び機械設備保守

廃棄物処理、機械警備、駐車場精算機保守、電気点検、券売機保守点検、シャッター保守点検、雷検知器保守点検、自動ドア保守点検、棧橋清掃、植栽剪定、空調設備保守点検、消防設備保守点検、灯浮標維持管理、駐車場管理等

##### イ 光熱水費

##### ウ 施設修繕費

##### エ 電話料等

##### オ 指定管理者保険

※光熱水費、電話料等（使用者名義を指定管理者に変更すること）

② 自主事業（占有使用料）

※Ⅲ 4(2)による自主事業を実施する場合には、事前に市の承認を受けて所定の使用料を納付する必要があります。

6 指定期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

なお、指定期間中に欠格事項に該当するとき、又は市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う損害について市は指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

7 管理の基準（現在の運用状況）

(1) 開館時間

① 魚釣施設

- ・5月、6月及び11月 午前6時から午後7時まで
- ・7月から10月 午前5時から午後8時まで
- ・12月から4月 午前7時から午後5時まで

② 駐車場

- ・5月から6月 午前4時から午後8時まで
- ・7月から11月 午前4時から午後8時30分まで
- ・12月から4月 午前5時から午後7時まで

(2) 休業日

① 魚釣り施設

- ・火曜日（休日の場合はその翌日）
- ・年末年始（12月31日から1月1日まで）

② 駐車場

- ・年末年始（12月31日から1月1日まで）

※条例第20条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が利用時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することが可能です。利用時間や休業日についても提案してください。

(3) 管理業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、管理業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではありません。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、本業務を遂行することとします。

- ① 地方自治法
  - ② 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
  - ③ 尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
  - ④ 尼崎市情報公開条例
  - ⑤ 個人情報の保護に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
  - ⑥ 尼崎市暴力団排除条例、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱
  - ⑦ 尼崎市公共調達基本条例及び同条例施行規則
  - ⑧ その他の関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）
- (5) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間終了後も同様とします。

#### IV 提案を求める内容

本施設の設置目的を踏まえて、効果的・効率的に運営するための提案書（事業計画書）を提出してください。なお、提案内容の実施については、指定管理者に選定された後、あらためて協議することとします。

##### 1 事業計画書（様式 2-1）

###### (1) 管理運営方針

- ① 法人等の理念、運営方針、指定管理者としての基本的な考え方等
- ② 管理運営にあたっての組織体制等
- ③ 収入増及び経費節減に向けた取り組み方針
- ④ 指定管理期間中の目標や指標等（利用者数など）
- ⑤ 申請者が共同企業体の場合は、各構成団体の連携と役割分担

※数値目標等は令和5年度実績値をベースに作成してください。

###### (2) 事業計画・サービスの向上に関する提案

###### ① 指定事業

- ア 利用者の平等な利用を確保するための提案
- イ 利用促進のための提案（利用率及び利用収入の向上を図る取り組み）
- ウ 不法行為や迷惑行為等への対応
- エ 要望や問い合わせ対応、処理の体制
- オ 利用者ニーズや要望・苦情等の収集方法
- カ 利用者アンケートの実施内容等
- キ 人権問題についての考え方（高齢者、障害者、外国人等に対する配慮（適切な情報提供など））

- ② 自主事業
    - ア 利用者サービス向上のための提案
    - イ 利便施設の管理運営に関する提案
    - ウ 閑散期における利用者数向上のための提案
  - (3) 施設の維持管理に関する提案
    - ① 施設の維持管理計画の提案及び具体的な取り組み等について記載してください。
    - ② 事故防止などの安全対策について基本的な考え方を示し、災害や事故発生時の緊急連絡体制を記載してください。
      - ア 利用者の安全管理・事故対応、危機管理の体制について
      - イ 事故防止等安全対策について
      - ウ 災害等緊急時の対応について
  - (4) 管理運営体制に関する提案
    - ① 施設に配置する職員体制について記載してください。
      - ア 総括責任者等
      - イ 従事員
      - ウ 勤務体制（勤務シフト表）
    - ② 職員の業務能力の開発のための取り組みや研修体制などを具体的に記載してください。
      - ア 職員の研修体制、健康管理体制
      - イ 職員の継続的、安定的確保への取り組み
  - (5) 利用料金及び自主事業の利益還元についての提案
    - ① 利用料金の利益還元及びその根拠
    - ② 自主事業の利益還元及びその根拠
      - ※利益還元の提案例）
        - ・各事業年度の収支において、指定管理者が行う業務（自主事業を除く）に係る総収入から総支出を差し引き、利益が生じた場合、かつ利益が総収入額の5%を上回っている場合において、その上回った金額に100分の50を乗じることにより算定した金額を尼崎市に納付します。
  - (6) その他の提案
    - ① 環境対策に対する取り組み（地球温暖化や省エネルギーに対する取り組み等）
    - ② 個人情報保護及び情報公開、情報セキュリティの対応体制
    - ③ その他、市内居住者の雇用の考えなど
  - (7) 利用料金及び利用時間帯等に関する提案書（様式2-2）
  - (8) 有料の魚釣り施設の管理運営実績（様式2-3）
- 2 収支計画書（様式3-1、3-2）
- 指定管理者の行う業務について、指定期間中における各年度の収支計画を主な収

入・支出項目に区分のうえ、提示ください。

## V 応募資格及び応募条件等

### 1 応募資格

指定期間中、魚釣施設等の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とします。団体の法人格は必ずしも必要ありません。ただし、個人で応募することはできません。また、次の事項に該当する者は、応募することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
- (3) 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- (4) 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等
- (5) 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに類する手続き等がなされている者
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市町村税、水道料金又は下水道使用料等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）
- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する法人等
- (9) 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録していない者
- (10) 選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直前年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧（中核市市長会「都市要覧」における分類に基づくもの）

レクリエーション・スポーツ施設（競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール）	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設（駐車場、公園、水道施設、下水道施設）	弥生ヶ丘斎場、尼崎市墓園、市営住宅、阪神尼崎駅前駐車場、城内地区駐車場、自転車駐車場
文教施設（市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家）	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、青少年いこいの家、美方高原自然の家、北図書館
社会福祉施設（病院、老人福祉センター）	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、ユース交流センター、尼崎学園

### 2 応募の条件

複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）によるグループで応募する場合は、以下の条件があります。

- (1) 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- (2) 代表の法人等を定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、他のグループの構成団体になることはできない。
- (4) 同時に複数のグループの構成団体になることはできない。
- (5) 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

### 3 留意事項

尼崎市公共調達基本条例に基づき、以下に掲げる項目について努力義務とします。

- (1) 下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結する。
- (2) 公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全を含めた適正な労働環境を確保する。
- (3) 従前から当該施設の業務に従事していた労働者で、引き続き、当該施設の業務に従事することを希望するものを雇用する。

※詳細は、別紙「労働関係法令遵守報告書の提出についてのお知らせ文」を参照。

## VI 申請の手続き

### 1 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出して下さい。なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。提出された書類の内容を変更することはできません。応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。また、提出していただいた書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式 1）  
（暴力団又は暴力団密接関係者に該当しない旨等の誓約事項有）
- (2) 事業計画書（様式 2-1、2-2、2-3）（IV提案を求める内容を参照のこと）
- (3) 収支計画書（様式 3-1、3-2）
- (4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書※
- (5) 役員の名簿及び履歴書※
- (6) 法人等の事業計画書及び収支予算書（直近 3 期分）※
- (7) 法人等（令和 6 年度に設立された法人等を除く。）の事業報告書、決算報告書（損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表）（直近 3 期分）※
- (8) 申請年度における財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (9) 法人等の概要書（組織及び運営に関する事項を記載した書類）
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市町村税の

納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）並びに水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類（申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）

(11) 共同事業体等での応募の場合、共同事業体構成届出書（様式7）、構成団体ごとに(4)～(10)の書類、グループの代表及び構成員を記載した資料、グループ間における協定書

(12) その他審査に必要な書類

※法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類

## 2 申請書の提出

指定管理者指定申請書のほか必要書類を添えて、次の指定場所に受付期間内に直接持参して下さい。（郵送等による受付は行いません。）

(1) 受付期間

令和6年7月9日（火）から令和6年9月9日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。ただし、最終日は午前9時から正午まで。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 受付場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市都市整備局公園維持課（市役所本庁北館6階）

(3) 申請書類の提出部数

正本及び電子データ（CD-R等）1部 副本10部（副は複写可）

必要書類に不備がある場合は申請を受け付けません。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

(5) 申請の辞退

申請書類提出後に申請を辞退する場合は辞退届（様式6）を提出してください。

## 3 説明会及び施設見学会の開催

応募方法、提出書類などについての説明会及び魚釣施設等見学会を開催します。応募を予定される法人等は必ず出席して下さい。なお、説明会及び施設見学会に参加される法人等は、次の受付期間内に、所定の用紙（様式4）であらかじめ公園維持課まで電子メールにて申し込みの上、電話にて到達確認を行ってください。（参加人数は、1法人等につき2人まで）

(1) 受付期間

令和6年7月9日（火）から令和6年7月23日（火）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 開催日時

令和6年7月24日(水) 午後3時から1時間程度

(3) 開催場所

尼崎市立魚釣り公園 管理棟前

(4) 申込先

尼崎市都市整備局公園維持課

TEL:06-6489-6531 FAX:06-6488-8883

E-mail ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

4 質問事項について

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問がある場合は、令和6年7月9日(火)から令和6年8月9日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までに質問票(様式5)を電子メールによる送信の上、電話にて到達確認を行ってください。電話など口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問事項の回答

募集要項等に関する質問の回答は、応募者名を伏せて、令和6年8月16日(金)までに順次市のホームページに掲載します。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載します。

VII 選定方法及び選定基準

1 選定方法

下記の選定基準に基づき、魚釣り公園魚釣施設等指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、書類審査、面接審査(プレゼンテーション審査)により選定します。申請者が1の法人等またはグループ応募であっても、選定委員会で審査し、指定管理者としての可否を判断します。

2 面接審査(プレゼンテーション審査)

提案内容についての説明をプレゼンテーション形式で行っていただきます。PC機器等(パワーポイント)の使用を認めますが、プレゼンテーションの内容はあくまでも応募申請書類の補足説明とします。なお、実施時期は9月頃を予定していますが、日時、場所、出席人数等については、後日、連絡します。なお、応募者が多数の場合、応募書類の審査を通過した応募業者のみ面接審査(プレゼンテーション審査)を実施する場合があります。

3 選定基準

選定委員会は、条例第15条に規定する次の基準を基本に、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査し、選定します。

(1) 市民の平等な利用が確保されるものであるか。 【適・否】

① 平等利用の確保

施設の設置目的を理解のうえ、市民の平等利用が確保される提案内容となっているか。

(2) 安全・事故・防災対策 【適・否】

① 安全の確保

ア 施設利用者の安全を確保する対策は確立されているか。

イ 施設内の事故に対する対応能力を有しているか。

ウ 災害等救急時に対する体制は確立されているか。

(3) 経営基盤 【適・否】

① 事業の安定性

ア 健全な財務状況であるか。

イ 指定期間中に安定的に事業継続可能な経営基盤を有しているか。

(4) 施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 【60点】

① 管理運営方針

ア 施設の設置目的に即した運営方針となっているか。

イ 管理運営にあたって数値目標等が示されているか。

② 事業内容

ア 現行のサービス水準は維持できるものとなっているか。

イ 事業の提案内容は施設の設置目的に合致し、積極的に展開がなされる内容となっているか。

③ サービスの向上

ア 利用者のサービス向上が図られる提案内容となっているか。

イ 利用者ニーズを把握する体制がとられているか。

ウ 高齢者、障害者、外国人等に対する配慮がなされているか。

エ 閑散期における利用者数向上のための提案がなされているか。

④ 維持管理

ア 適切な維持管理内容となっているか。

イ 施設を良好に保てる提案となっているか。

⑤ その他の提案

ア 個人情報保護や情報公開等の対応能力を有しているか。

イ 環境対策に対する取り組みなどの提案がなされているか。

(5) 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 【15点】

① 管理運営経費

ア 適切な収支計画となっているか。

イ 経費節減のための有効かつ現実的な提案内容となっているか。

ウ 提案額をどのように担保しているか。

エ 提案内容（利用料金等の利益還元など）は市にとって効果的なものとなっているか。

(6) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか。 【25点】

① 施設管理

ア 職員の適切な配置がなされているか。

イ 有料の魚釣り施設及びこれに準じる施設の管理運営実績があるか。

ウ 過去の実績評価に対する加点。

② 人的能力

ア 施設管理に適した従事員（資格や経験などの有無）を採用しているか。

イ 従事員の指導育成、研修体制がとられているか。

(7) 加点項目

次の項目に該当する場合、(4)～(6)の合計点数に表記の割合の点数を加点します。

① 尼崎市内に本社や本店等を有する団体（市内団体）【2%】又は、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている団体（準市内団体）【1%】（グループの場合は構成員のうちいずれかが市内団体又は準市内団体であれば加点を行う。）

② 事業実施に際し、市内在住者の雇用に配慮した提案【3%】

※①及び②の加点は、(4)～(6)の合計点数が最低基準点（60点）未満の団体等には適用されません。

4 選定審査対象除外（失格）

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出できなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

5 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知します。

## Ⅷ 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市と協議を行った上で、尼崎市議会の議決を得たときに効力を生じる仮基本協定を締結していただくこととなります。また、具体的な業務内容及びその履行方法等は、単年度の協定（年度協定）を締結することとなります。

### 1 協定の主な内容

(1) 基本協定

- ① 協定期間
- ② 文書管理
- ③ 管理業務の範囲及びその履行方法
- ④ リスク分担

- ⑤ 再委託等の禁止
- ⑥ 情報公開条例等の遵守及び個人情報の取扱い
- ⑦ 備品の管理方法
- ⑧ 管理に係る経費の取扱い
- ⑨ 事業報告書及び月例報告書の提出
- ⑩ 労働関係法令遵守報告書の提出
- ⑪ 管理業務実施状況等の確認及び評価、又は業務の改善指示について
- ⑫ 損害賠償責任
- ⑬ 業務の引継方法
- ⑭ 指定の取消し
- ⑮ 自主事業の取扱い
- ⑯ その他必要な事項

※別途、「暴力団排除に関する特約」を締結することになります。

(主な内容)

- ・暴力団等との再委託契約等の禁止
- ・役員等に関する情報提供、警察署長への意見聴取
- ・警察署長から得た情報の利用
- ・暴力団等からの不当介入時の報告等
- ・暴力団等に該当する場合等の指定の取り消し等

## (2) 年度協定

- ① 協定期間
- ② 具体的な業務内容及びその履行方法
- ③ 支払うべき管理経費の額、支払時期及び支払方法
- ④ その他必要と認める事項

## 2 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と尼崎市が協議の上、定めることとします。

## IX 業務の調査及び評価、指示

適切な管理運営の確保や指定管理者による履行の水準を高めていくため、業務の履行状況、管理業務及び自主事業の収支状況、経理状況等が良好か、利用者のニーズを踏まえた取組がなされているかについて、年度報告書、月例報告書、ヒアリング、実地による調査、又は利用者アンケートなどから確認し、その結果を踏まえて毎年度評価（モニタリング評価）を行います。

評価の結果、管理が適切に行われていない場合等は、その改善を図るよう指定管理者に必要な指示を行い、指定管理者がその指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業

務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

## X 労働関係法令遵守状況報告書の提出について

- 1 当該施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うにあたり、尼崎市公共調達基本条例に基づいた「労働関係法令遵守状況報告書」を提出しなければなりません。また、報告書は、当該施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示することとします。
- 2 報告の結果、労働関係法令が遵守されていなかった場合は、速やかに改善措置を行い、市に報告しなければなりません。
- 3 上記にかかる改善措置を行わず、一定期間改善が見られなかった場合は、事業者名等を公表することがあります。
- 4 当該業務に従事する労働者は、指定管理者及び下請業者が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨について市に対して通報、相談する事ができます。労働関係法令遵守状況報告書の詳細については、別紙「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」を参照。

## X I 損害賠償責任について

- 1 当該施設の指定管理者は、管理業務を行うにあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、当該指定管理者は、速やかにその内容を書面により本市に報告しなければならないものとします。
- 2 事業者の都合により内定の辞退、もしくは指定取消を行う場合には、当該事業者に対し、違約金を徴収することがあります。
- 3 指定期間中、施設が廃止された場合、又は災害等により施設の利用ができなくなった場合において、指定管理者が損害を受けても、本市はこれに対し一切の補償の責任を負いません。

## X II 参考資料

- 1 地方自治法（抜粋）
- 2 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- 3 尼崎市情報公開条例
- 4 個人情報の保護に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 5 尼崎市暴力団排除条例、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- 6 尼崎市公共調達基本条例及び同条例施行規則
- 7 労働関係法令遵守状況報告書についてのお知らせ文
- 8 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

## 9 尼崎市指定管理者選定委員会条例

### XⅢ 今後のスケジュール

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 募集要項の配布 | 令和6年7月9日～同9月9日    |
| 2 | 質疑の受付   | 令和6年7月9日～同8月9日    |
| 3 | 質疑の回答   | 令和6年7月9日～同8月16日   |
| 4 | 現地説明会   | 令和6年7月24日         |
| 5 | 応募の受付   | 令和6年7月9日～同9月9日    |
| 6 | 結果通知    | 令和6年10月1日～同10月31日 |

### XⅣ お問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所 都市整備局 公園維持課  
TEL 06-6489-6531/FAX 06-6488-8883  
E-mail ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

以上

(別表) リスク分担について

指定期間内における主なリスクについては、次の負担区分を基本として対応するものとします。なお、負担区分については疑義等が生じた場合は、その都度双方において協議することとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価・金利変動	人件費、物件費等物価変動や金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対・要望への対応		○
	上記以外（訴訟など）	○	
法令等の変更	法令等の変更により施設の管理・運営に影響を及ぼすもの ※1		○
税制度の変更	消費税等の税率の変更	○	
	上記以外の場合※1		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の管理運営における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 ※2	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の内容の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○
支払いの遅延	経費の支払遅延（指定管理者から業者へ）によって生じた理由		○
施設・設備の損傷 ※3	経年劣化によるもの（小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
損害賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	施設、機器の不備による事故 ※4		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
債務不履行	施設設置者の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		○

※1 法令、税制等の変更により施設の管理運営に影響を及ぼすものへの対応

- (1) 法令や税制等の変更に伴い、新たな設備投資等（機器購入、施設の補修、利用方法の変更等利用者への周知 PR にかかる費用等）施設の管理運営に影響を及ぼすものについては、原則として指定管理者が行います。
- (2) 設備投資等の実施により生じた財産は、市に帰属します。

※2 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- (1) 公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、当該施設等に関する業務の全部の停止を命じます。
- (2) 復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議します。
- (3) 災害発生時に公園内施設を避難場所として使用するなど、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。
- (4) 市は指定管理者に対する休業補償は行いません。

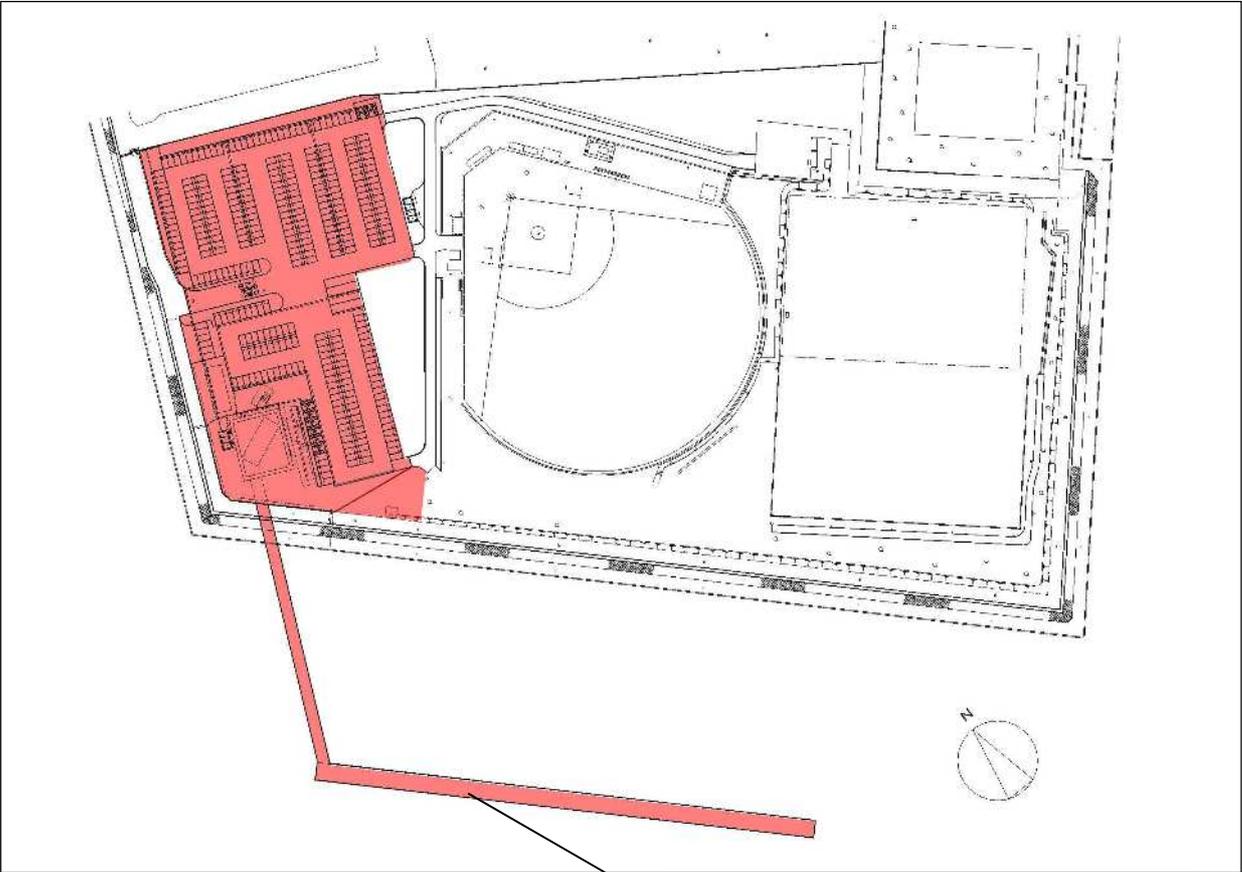
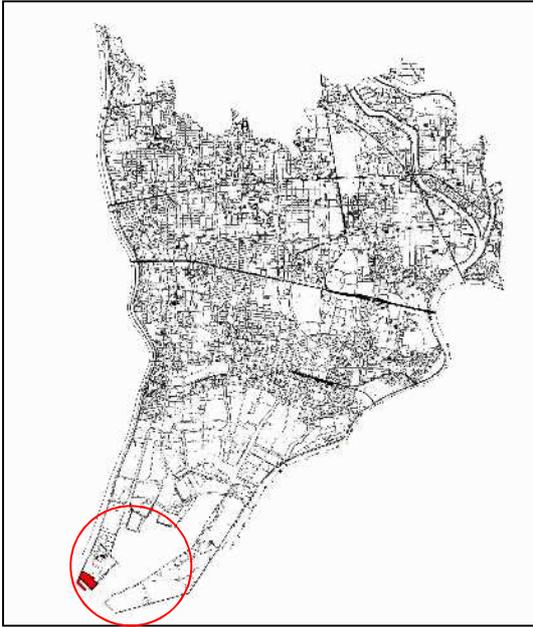
※3 公園施設の管理運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- (1) 公園施設の管理運営に伴う施設・機器・備品等の日常的な補修・修繕等は、指定管理者が行います。
- (2) 大規模改修・大規模補修については本市が実施します。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施することとします。
- (3) 補修・修繕等の実施に関する判断は、1件50万円以下は指定管理者が行い、50万円を超える場合は、市の承認によるものとします。なお、指定管理者の年度毎の修繕費の累計額は概ね300万円未満とします。
- (4) 補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属します。

(5) 公園施設の管理運営にかかわって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換をしてください。

※4 施設・機器・備品等の不備または公園施設の管理運営上の瑕疵等による事故への対応のため、指定管理者はリスクに応じた保険（施設賠償保険、傷害保険など）に加入してください。

# 尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場等）



指定管理者により管理する施設  
尼崎市立魚つり公園（魚釣施設、駐車場等）